

享保期・元文期における飛驒屋の木材請負経営に関する研究

— 二代久兵衛倍正の企業者活動を中心にして —

三ッ木 芳 夫

はじめに

本稿は個別経営史として近世期蝦夷地において木材の請負事業を展開した飛驒屋二代目である倍正の企業者活動を明らかにすることを目的とする。

初代飛驒屋久兵衛倍行の企業者活動については筆者はすでに「近世期飛驒屋における山林事業の展開—初代飛驒屋久兵衛倍行の企業者活動を中心にして—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年9月）で明らかにした。⁽¹⁾

初代飛驒屋久兵衛倍行は、元禄年間に江戸から南部大畑に進出し、飛驒屋大畑店を創設した木材事業家である。さらに元禄15年（1702）には、津軽の海を越えて蝦夷地の松前に渡り、松前藩と木材請負関係を結び、蝦夷地の唐檜材を大消費地江戸におくり、南部大畑店を中継地点としてその事業を推進した。倍行は飛驒屋を開設して以来、享保13年（1728）まで初代飛驒屋久兵衛として事業経営にたずさわり、木材事業家としての基礎を築き、同年55歳で亡くなった。⁽²⁾

本稿では、飛驒屋初代倍行の事業を受けつぎ二代久兵衛となった倍正が福山においてその生涯を閉じるまでの14年間、すなわち享保期から元文・寛保期という厳しい経営環境の中において、実子ではなく養子という立場で事業をどのように考え、どのように戦略を立て飛驒屋を成長させていったか、倍正の企業者活動を具体的に検討することをとおして明らかにしていきたい。

そこで以下第1章では初代倍行の事業の概略を説明し、その成果を倍行の「遺書」によって検討する。また初代倍行と二代倍正との関係を家系図から確認し、倍正の相続財産と受け継いだ事業内容とを明らかにしておくことにする。

第2章においては二代倍正が企業家として事業の推進をはかっていった時期、特に享保・元文期がどのような経営環境であったかを明らかにしていくことにする。

第3章では倍正の企業者活動として享保13年（1728）の白山跡山請負事業、元文2年の尻別山の蝦夷檜請負事業、そして倍正最後の仕事となった尻別山白山跡山請負事業、その他の融資事業等を中心にして考察を進めていきたい。

最後の「むすび」では二代飛驒屋久兵衛倍正14年間の企業者活動の総括と三代倍安への事業継承についてふれてみることにする。

注(1) 『札幌大学女子短期大学部紀要』（第18号、1991年9月）所収の筆者の論文の中で1990年までに公刊された研究業績を掲げている。飛驒屋研究を進める上で研究史の動向を探ることができると思われるので1991年以降の業績を補足し引用しておく。

秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫「場所請負人飛驒屋久兵衛に関する研究—飛驒屋武川久兵衛家所蔵古文書目録—」〔1〕、〔2〕（『札幌大学女子短期大学部紀要』第14号、1989年9月、同第16号、1990年9月）。

飛驒屋の経営問題に関する研究には、以下のように白山友正氏の諸業績がある。「宝暦期飛驒屋の石狩山及び石狩場所経営」（『新しい道史』1964年6月）、「飛驒屋の南部・秋田山及び松前蝦夷地山並に場所請負」函館短大論叢 第13号、1965年12月）、「飛驒屋武川久兵衛年表」（『函館短期大論究』第1輯、

1965年12月)、『飛驒屋久兵衛古文書目録』ならびに『続飛驒屋武川久兵衛古文書目録』(北海道経済史研究所、1964年3月刊、1968年10月刊)等である。白山友正氏以外の主要な研究業績では次のものを挙げることができる。北海道総務部文書課調査『飛驒屋武川家所蔵古文書目録』1964年11月、下呂町教育委員会編『飛驒屋武川家所蔵古文書目録』1968年10月。佐藤宥紹「諸場所過去帳(國泰寺)」(『新釧路市史会報』9号)、布施正「下北半島と釧路一釧路地方史研究の方法一」(『釧路市立博物館報』200号、1969年7月)、榎森進「近世北海道の流通構造」(『松前藩と松前』4号、1973年12月)、長谷川俊行「幕藩体制下における蝦夷地出稼をめぐる諸問題」(下北の歴史と文化を語る会『うそり』15号、1978年2月)、田端宏「近世前期の松前・蝦夷地と商業資本の活動」(校倉書房『歴史評論』434号、1986年6月)、佐藤宥紹「東蝦夷地開発における商人資本の動向一元禄～宝暦期」(松前藩と松前』4号)、鳴海健太郎「下北半島における飛驒屋久兵衛の事歴—大畑を中心に活躍した有力商人について」(弘前大学『国史研究』第51号)、飛驒屋久兵衛研究会『飛驒屋久兵衛』(下呂ロータリークラブ、1983年)、大石慎三郎「蝦夷地林業の創始者飛驒屋久兵衛(1)(2)」(徳川林政史研究所『研究紀要』1986年3月、1988年3月)、秋田俊一「栖原角兵衛の業績に関する覚書」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第14号、1989年9月)、大石慎三郎「飛驒屋久兵衛倍行の林業経営」(徳川林政史研究所『研究紀要』1990年3月)。

その他次にあげる各町史・市史にも飛驒屋に関連する重要な研究業績が寄せられている。『松前町史』通説編第1巻、『天塩町史』、『石狩町誌』上巻、『新稿伊達町史』、『下呂町史』、『大畑町史』等である。また飛驒屋研究に新しい課題を与えた業績として『三十七本のイナウ』(根室シンポジウム実行委員会編、1990年10月)をあげることができよう。1989年10月14・15日に根室で開かれた「クナシリ・メナシの戦い—寛政アイヌの蜂起200年根室シンポジウム」での報告をまとめたものである。

このシンポジウムでは、田端宏氏が指摘しているように、近世北海道史における「クナシリ・メナシの戦い」の歴史的意義を問い直すことと実証的研究の重要性が問われたのであり(田端宏「クナシリ・メナシの戦い—研究の視点」根室シンポジウム実行委員会編『三十七本のイナウ—寛政アイヌ蜂起200年—』北海道出版企画センター、1990年10月、P57~67参照)、とくに興味深い点は、この「戦い」を松前藩および幕府の諸記録に依存するだけでなく、飛驒屋側が残した記録を洗い直すことの必要性がこれからの北海道近世史研究の課題の一つであることを強調していることである。総数1,200点のうち松前藩蝦夷地関係文書およそ300点近くを数える『武川家文書』に関心がよせられることになろう。1991年以降にもいくつかの研究業績が挙げられている。以下それらを記していく。

秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫「場所請負人飛驒屋久兵衛に関する研究—飛驒屋武川久兵衛家所蔵古文書目録—」〔3〕・〔4〕・〔5〕(札幌大学女子短期大学部紀要』第19号・1992年2月、同第20号・1992年9月、同第23号・1994年3月)。

以上は秋田・高橋・三ツ木の共同研究で進めてきた飛驒屋の「目録」である。つづいて「編年目録」として、秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫「飛驒屋武川家文書編年目録」〔上〕・〔中〕・〔下〕(『札幌大学女子短期大学部紀要』第27号・1996年3月、同第28号・1996年9月、同第29号・1997年3月)も順次公刊された。次に川上 淳「十八世紀～十九世紀初頭の千島アイヌと千島交易ルート」(北海道・東北史研究会編『メナシの世界』所収、北海道出版企画センター、1996年6月)の業績を挙げておく。川上氏の論文では、飛驒屋と抜け荷(密貿易)という節を設け、特に三代倍安に関して6ページにわたって記述されている。内容は安永3年(1774)からクナシリ場所とキイタツ場所を請け負った三代久兵衛倍安にロシアとの密貿易の疑いがかかり、それが事実なのか否かを「蝦夷地一件」とおして検討している。同氏は抜け荷が行われていた可能性は大きいと結論づける。詳細は同上論文P182~186を参照されたい。

次に紹介するのは「目録」である。飛驒屋に関する「目録」については、前述のような「目録」の他に、岐阜県歴史資料館編集発刊による『岐阜県所在資料目録第34集 武川久兵衛家文書目録』(1994年3月)を挙げることができる。

その「目録」の内容をみると第1部 北方関係文書、第2部 下呂武川家文書、第3部 益郷文書、第4部 延子文書に分類されている。また解説がつけられており、さらに付録として「北信記聞参」の翻

刻がある。上記の「目録」刊行を受けて2点の飛驒屋研究が上梓された。第1は下林博孝「初代飛驒屋久兵衛倍行—新収資料の紹介を兼ねて—（『岐阜県歴史資料館報第16号所収、1993年3月）である。筆者は現在、岐阜県歴史資料館に勤務されている研究者であり、同氏が論文の中で明らかにしているのはつぎの2点である。

第1点は、初代久兵衛が故郷下呂を離れて江戸へ出、さらには、さいはての地である北海道に行き材木商を営んだ動機について。第2点は、飛驒屋は四代（約100年間）にわたり北海道で事業を継続したが、その基礎を築いた倍行の業績を今までは北海道松前藩の動向・場所請負等の観点から考察されていたがこの研究では材木の採運過程・杣の仕事内容等の要素を加味して明らかにしていることである。もう1点の研究もやはり同氏の研究業績である。「飛驒屋久兵衛蝦夷地交易方一件について—寛政元・二年蝦夷地騒動公訴に関する—考察—」（『岐阜県歴史資料館報』第17号所収、1994年3月）。本論考では、およそ100年間におよぶ飛驒屋の蝦夷地経営からの撤退を余儀なくされた原因ともなった、寛政元年に起きた国後・目梨の蝦夷の乱に関する史的分析をおこなっている。蝦夷の乱については飛驒屋久兵衛の番人らによる横暴という『新北海道史』の解釈に対する疑問を投げかけ、新しい解釈を打ち出している。下林氏と同じように筆者もこの点を次回の論文で明らかにしたいと考えている。

(2) 飛驒屋久兵衛研究会『飛驒屋久兵衛』下呂ロータリークラブ、1983年、P37～43参照。

1章 初代飛驒屋久兵衛倍行の事業と後継者二代倍正の出自

1. 飛驒屋初代久兵衛倍行の事業とその成果

「はじめに」でも若干記しておいたが、ここではもう少し詳しく飛驒屋久兵衛倍行の蝦夷地の事業について記しておく。なぜなら初代倍行一代の企業者活動によって築き上げられたのが飛驒屋であり、倍正は初代の経営資源（ヒト・モノ・カネ・流通網・事業組織）とりわけ、事業経営に関係する人的資源を財産として継承したからである。

元禄15年（1702）に、倍行は蝦夷地松前へと進出し、福山に店舗を構えた。当時は近江商人が松前地をおさえており、その商圈に進出していくことは困難な状況であった。倍行が松前藩とどのように関係を成立させたかは資料でおさえることはできない。しかし松前藩も山林事業⁽¹⁾を開始してからそれほど長い時間が経過していない時期でもあった。そうした状況下、倍行は松前藩に蝦夷地での材木伐採請負願を提出した。それが享保3年（1718）『白山八カ年請負額』であった。その結果、松前藩より蝦夷地の檜山の伐採を請け負いその木材を江戸へ積み出す事業を行うことになった。倍行は松前藩との関係を重視し松前藩の江戸屋敷に運上金を収める場合には10,000石に付いて金800両と木留金200両（合計1000両）を納入したり、また松前地において運上金の納入をする場合には、役人たちやその家族にまで贈り物を忘れなかった。こうした松前藩への細やかな配慮の中に企業家倍行の必死な経営努力が見られるのである。⁽²⁾

なお、『請負額』の内容については、本章の後半で説明を加えることにする。

倍行の蝦夷地における企業者活動の中心は檜山の請負事業であったが、その他にも貨幣経済が盛んとなる時代でもあり、融資事業をもって飛驒屋の資本蓄積を推進していったことを合わせて指摘しておかなければなるまい。融資事業の展開のために産業資本や高利貸し資本を用いたの言うまでもない。そうした融資に関係した資本提供者（投資家）には、たとえば、江戸鉄砲洲の栖原角兵衛がいる。栖原角兵衛と飛驒屋との関係は具体的には、久兵衛が大畑に進出した時、融資の援助を栖原家に仰いだことに見ることが出来る。また、その後も栖原家が融資元や飛驒屋の借入金の保証人となって、倍行の金融面を支え、また飛驒屋が、南部大畑で伐採した南部檜の取引相手として栖原家は重要な役割を果たしていたのである。⁽³⁾

このような融資元、木材流通業者として飛驒屋との関係を栖原家は松前地に倍行が進出した後

表1「松前藩の山林事業年表」(延宝期～寛保期まで)

西 暦	年 号	主 な る 記 事
1678	延宝 6	本格的伐採事業開始。江差厚沢部の檜山(アスナロ別名ヒバ)の開発。初期の藩財政と関連する事業。関係史料が残存しないので材木の流通・廻漕形態また関係する商人は不明。延宝期から元禄期にかけて松前藩の江差檜山支配に関連する法的整備急速に進展。即ち、江差檜山の山林事業は元禄期前後の藩財政と深い関連性を有している。また、「新北海道史年表」によれば、天和元年(1681)に「青山平八が檜山奉行となる」と記録され、それ以前には、檜山奉行役を散見することはできないことから、上記の藩財政と山林事業の関係の深さを推察できよう。
1702	元禄 15	飛騨屋久兵衛倍行が蝦夷地に進出し、東蝦夷地檜山(尻別山)での伐採を請負う。
1717	享保 2	本州系の山師が山を見に来る。
1718	享保 3	閏10月29日 津軽三馬屋の山田庄平、来る亥年3月より未年3月まで8か年間蝦夷地白山の内オフケシ川・ベン部川・オサルベツ川3か所の蝦夷檜の伐採を願上、松前藩これを許可。金主は江戸鉄砲洲飛騨屋久兵衛、運上金は8か年間で5000両。
1719	享保 4	藩財政窮乏する。その原因として金山途絶、鷹打不振、入港船減少、藩用船の破船続出、福山大火等が挙げられる。1716~1736(享保年間)には、南部商人辻文左衛門、初めてアッケシに杣入。出材をアッケシより直に江戸に回漕し、鉄砲洲の材木問屋に荷揚げ、この材木はすべて帆柱に用いられたという。(杣入の年は享保17年ごろと推定される。また、「罕有日記」は文左衛門を文右衛門、江戸の材木問屋を栖原角兵衛としている)。
1728	享保 13	初代倍行没
1736	元文 元	7月6日 飛騨屋久兵衛、来巳年(元文2年)3月より戌年3月まで5か年間尻別御山の杣入、また尻別御山の杣取材木不足の際の悪消御山への杣入、および杣入期間中蝦夷檜葉御山一円の独占(飛騨屋以外の杣入を認めない)を出願。8月15日許可。杣取材木目当高1か年1万4000~5000石、運上金1か年1200両、5か年間計6000両。
1740	元文 5	閏7月21日 飛騨屋久兵衛、蝦夷檜葉惣山一円請負の期限が来戌年(寛保2年)3月にて満期につき同戌年4月より来卯年4月まで5か年間の延期を出願。同年8月許可。契約条件は杣入場所が尻別山・尾申別山取跡および杣取不足の際の悪消御山の3か山。材木石数が1か年目当高1万8000石、5か年間計9万石、運上金が1か年小判2000両。5か年間計1万両。
1742	寛保 2	2代倍正没
出典：榎森進『北海道近世史の研究』北海道出版企画センター、1982年、P280~283参照、北海道編『新北海道史年表』北海道出版企画センター、1989年、P36~58参照、各文献の初代飛騨屋久兵衛倍行より2代倍正の企業者活動期(元禄~元文期)を中心に作成。北海道立文書館編『北海道史略年表』北海道、1988年、P12~14も合わせて参照。		

も続けていくのである。⁽⁴⁾

倍行はさらに庄兵衛、堺屋紋兵衛、ならびに徳兵衛や倍行の郷里からも融資を受け、集められた資金の用途は松前藩主への融資または献金、松前地における事業家への融資事業へと投下されていった。しかしながら、飛騨屋の主たる事業経営の本質は山林事業である。大畑で成功した山請負事業の経営手法をもって蝦夷地において、山林事業に着手し、開発を展開していった倍行の事業家としての手腕と、そのリーダーシップは積極的に再評価しなければならない。⁽⁵⁾

弟藤助と共に元禄9年(1696)に下呂を出発して以来、32年余、飛騨屋初代として南部大畑や秋田檜山の山林事業を軌道に乗せた倍行が亡くなる前年まで継続した蝦夷地の山林事業は白山請負であった。享保3年10月29日に松前藩御山奉行北川岡左衛門にあてた白山請負の願書がある。

史料を通して具体的に山林伐採における倍行の事業が理解できるのは、この白山の事業であろう。史料の全文を記してその概要を検討していく。

奉願上候御山の事

一 御願内蝦夷地白山の内、おふけし川へん部川おさるべつ川右三ヶ所の御山夷桧葉其外何木にても有合に、来亥の三月より未の三月中迄、中年八ヶ月の内、杣木取勝手次第被仰付被下度奉願候。御運上金五千両、此内金千両は来亥三月指上げ、金五百両は来亥の十月指上げ、残金は子の年より辰の年迄壹ヶ年に乾の字金五百両宛年々三月中指上げ可申候。巳の年より午の年迄は、壹ヶ年に今吹金五百両宛、年々三月中に上納可仕候。尤諸材木年符の内、積残り候は、段々積取候様に被仰付被願候御事。

一 来亥の三月より未の三月中迄、中年八ヶ年の内、壹ヶ年に杣百五十拾人 改人六人 手

代_#米はこひ共に拾五人鍛冶三人 此外人数入用の儀、又は材木山出しの節加勢日用入申儀御座候は、其節可_レ奉_レ願候。若年数の内、出材木にて合船仕、大工 木挽召連参候は、御断可_レ申上_レ候御事。

- 一 夷地御作法の儀、被_レ仰付_レ次第急度相守可_レ申候御事。
- 一 御番所御見分の上、何方にても被_レ仰付_レ次第山方より相立、則杣人数_#材木積船、其外諸色山方入用の物積参候廻船共に御改可_レ申請_レ候。尤御番所御奉行様_#下御役五人、三人にても、上下共に御賄_#御太儀分共に山方より可_レ仕候御事。
- 一 御運上金の外諸役御免奉_レ願候事。

右の通奉_レ願上_レ候。被_レ為_レ仰付_レ候様に宜敷御沙汰奉_レ仰候。以上

津軽三馬屋

願人 山田庄平 ㊤

江戸鉄砲州明石町

金本 飛驒屋 久兵衛 ㊤

享保三_戌年閏十月廿九日

松前宿

岡部 権兵衛 ㊤

御山御奉行

北川岡左衛門 様

(裏書)

裏書の通年符、運上金共に無_レ相違_レ相済申候。仍て証文相返し申候。以上

檜山奉行

未九月十九日

岡口彦兵衛 ㊤⁽⁶⁾

東蝦夷地白(有珠)山の周辺、おふけし川、へん部川、おさるべつ川流域の川で夷檜葉その他どんな木でも享保4年から享保12年3月までの期間、勝手次第に杣取りとする。運上金3カ年で5,000両上納し、その支払い方法は享保4年3月に1,000両、同年10月に500両、残金3,500両は享保5年より9年までは壱カ年に乾字金500両ずつ3月中に支払い、享保10年より11年までは壱ケ年に今吹金500両ずつ3月中に上納する。この請負期間に伐り出しはしたが、移出することができなかつた木材は段々に積み取りすることを依頼している。⁽⁷⁾

下林博孝氏はその論稿の中で久兵衛がなぜ、何はさておいてもこの請負事業を掌中に収めたかたのかその理由を史料をとおして述べている。

以下、その解釈を紹介しておこう。第一項目について、請負場所は白山の内の三か所の山であり、請負申請期間も享保4年3月より享保12年3月までの8カ年の長期請負であることから、伐採対象となっている夷檜の量も相当なものであると考えることができる。問題は運上金である。下林氏はここで金額の出し方に注目している。通常の契約では双方の交渉で金額が決められ、契約成立となるが久兵衛のとった方法は、願い主自らが金額を提示し、請負許可を得ようとしている。どうしてこのような「願い」となったのか。

このような「願書」を記した理由を二つあげている。第一に久兵衛が請負事業者として入り込もうとしてしている松前藩の山林事業は、すでに他の請負人たちがおり、いわば「割り込み」をしようと考えているのだから、当然に他の請負人たちよりも高い金額を提示しなければならなかつた。そうしないと、久兵衛に藩からの許可はおりず、仕事は他の請負業者のものとなるからである。蝦夷地に進出すべく時期を考えていた久兵衛にとって、これがビジネス・チャンスであった。何としてでも手に入れねばならない仕事であった。

第二の理由は、松前藩の経営能力が低い場合である。すなわち白山の木材の商品価値が低い場合を久兵衛は考慮した上での金額提示であり、その支払い方法ではなかつたのか。前述したように最初3月に1,000両、そして、10月に500両、残金については翌年から毎年3月に500両を支払

う(合計5,000両の運上金支払)。このような支払い方法は、木材がどれほどの値段で販売できるかなど、売り上げ代金との関係で提示したのではないかと下林氏は指摘する。⁽⁸⁾

2. 初代から二代への事業継承

倍行は臼山の8カ年にわたる伐採事業が終了した次の年、享保13年(1728)に、京都から湯之島の飛驒屋本店に帰る途中で死亡している。

倍行は頓死のため遺言書に類するものは何も残すことは出来なかった。よって倍行の遺産・事業の相続に関する処置については親族によって「飛驒屋久兵衛跡式定証文覚」(享保13年11月)が作成された。⁽⁹⁾ 初代久兵衛死亡後の財産整理に関する「飛驒屋久兵衛跡式定証文覚」の内容は次のとおりである。

1. 後家さわを家主とする。甥久蔵を養子として久兵衛を継がせ、家・田地・金800両を譲る。
2. 松前山の支配を受けもつ。
3. 甥伊兵衛も養子とし、京都の店1軒、金800両譲る。
4. 甥小三郎も養子とし、京都の店1軒、金800両譲る。
5. 以上の金2,400両はさわ方にて預り松前の山に用い、損金発生せし時、3人平均して出し、益金あり時は3人分割せよ。
6. 山支配は久兵衛(久蔵)1人にて行ない、入用金は壱ヶ年にて精算する。
7. 三人兄弟仲良くし、義母に孝行せよ。
8. 遺言書置はないが、さわの意見で先代久兵衛の数十年の苦勞に報いるため、倍行の老母と兄弟ならびに縁類にお金を贈った(13名、合計240両)。

倍行は、現金数千両と下呂郷の家・田地・京都の家2軒の財産と松前山の支配を2代目倍正他養子に遺したのである。⁽¹⁰⁾

この「跡式定証文覚」の内訳第1項には「後家さわ」の名が出てくる。さわは久兵衛本家の家主となるように定められた。倍行が27歳の時初めて南部の大畑に行き、店を開設し飛驒屋を名乗りその創設者となり、大畑の土地の娘さわを娶ったが二人には子がなかった。そこで倍行の弟伊右衛門倍則の子久蔵を養子とし、「久兵衛」を正式に継承させることとなった。久蔵31歳の時であった。さらに倍行が蝦夷地で築いた山林伐採事業(臼山)の経営権の全てを譲られ、合わせて家・田地・そして遺金800両が譲られた(第1項・第2項参照)。⁽¹¹⁾

第3項をみると甥伊兵衛の名が出てくる。さわ方の甥である。養子に迎えられ、武川伊兵衛と名乗らせて分家相続をする。京都の店と金800両が倍行の遺金として譲られる。⁽¹²⁾

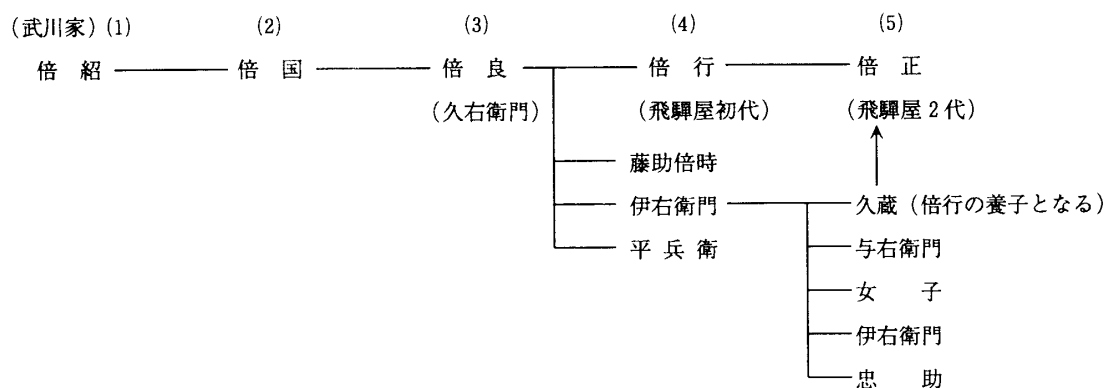
第4項にはもう一人の甥小三郎に京都の店と金800両が倍行の遺金として譲られたことが記されている。第5項では飛驒屋久兵衛二代を継いだ倍正にとって重要なことが記されている。それは山林事業の運転資金2,400両は義母さわ方で預かり、蝦夷地の山林事業に運用する。但し、山林事業において損金が生じた折には、倍正(久蔵)・他二人の養子で分割する。山林事業経営については二代久兵衛倍正が一人で行うこと。山請負に入用となる金は本家その他から調達し、それを1年以内に清算せよという初代倍行の意志がここにあらわれている。

なお、倍行は、弟の藤助にはすでに松前店をまかせており、さらに秋田の店は惣右衛門(倍正の弟)に経営を任せていた。又、初代倍行には、湯之島桂川家より嫁いだ継室がおり、晩年に尼となり、宝暦6年(1756)69歳で亡くなられたという。倍行の家系に属する一人としてここに記しておく。⁽¹³⁾

以上倍行が蝦夷地においてその地歩を固めていった過程を追いかけてみた。倍行の死後、残された事業を二代倍正はどのように受けとめ、考え、かつ経営し、事業を維持したのか。そればか

りではなく、どのように利益を挙げていったのか、倍正の企業家としてのリーダーシップをその事業の展開をとおして考察していくことにしよう。そこで次章では、倍正が企業者活動をおこなった時代の政治的・経済的背景をとらえ、どのような経営環境で事業を推進していったのかをさぐっていくことにする。

- 注 (1) 松前藩の山林事業については、表1「松前藩の山林事業年表」を参照されたい。
- (2) 飛驒屋久兵衛研究会『飛驒屋久兵衛』下呂ロータリークラブ 1983年、P40~42参照。
- (3) 注2のP42参照、ならびに田島佳也「北の海に向かった紀州商人—栖原角兵衛家の事跡—」(『海と列島文化 第1巻 日本海と北国文化』小学館、1990年、P389)参照。
- (4) たとえば三代目栖原角兵衛茂延は元禄年間、飛驒屋の蝦夷地における木材伐採事業と積み出しに対し、融資をおこなった。さらに木材取引も倍行とおこなっている(『栖原家譜』参照)。
- (5) 注2のP42参照。
- (6) 三ッ木芳夫「近世期飛驒屋における山林事業経営の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心にして—」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年9月、P42も合わせて参照。出典は「奉願上候御山之事」(『新北海道史』第7巻史料1所収の「飛驒屋蝦夷山請負関係文書」P237)参照。
- (7) 内容紹介については、大石慎三郎「飛驒屋久兵衛倍行の林業経営」(徳川林政史研究所『研究紀要』第24号、1990年3月、P3~6)参照。
- (8) 下林博孝「初代飛驒屋久兵衛倍行—新収資料の紹介を兼ねて—」(『岐阜県歴史資料館報』第16号所収、1993年3月、P80)。
- (9) 注2のP43参照。
- (10) 三ッ木芳夫、同上論文、P46~47参照。
- (11) ここに武川家初代倍紹から5代目倍正(飛驒屋2代目)までの簡単な系図を示しておく。



出所：「武川家系図」による。

久蔵は倍行の弟伊右衛門の子であり、伯父倍行の養子となって飛驒屋二代久兵衛倍正を名乗ることになる。久蔵の出自に関しては「武川家系図」(『武川家文書』所収)を参照したが、現在のところこれ以上の史料はないと思われる。なお『武川家文書』の所在であるが、平成4年6月に岐阜県歴史資料館に寄託されて現在に至っている。また、三ッ木芳夫、同上論文、P31も合わせて参照されたい。

- (12) 伊兵衛は大坂店の経営者二代目を受け継ぐことになる(飛驒屋久兵衛研究会『飛驒屋久兵衛』P126参照)。
- (13) 同上書、P86参照。

2 章 二代久兵衛倍正の経営環境－享保・元文の社会経済的背景－

1. 幕藩体制と商人の抬頭

幕藩体制を宮本又次氏は次のように定義している。「武士が封建社会の支配者として全国の土地を所有し、人民を服従させるためにつくりあげた封建国家機構である。それは将軍と大名という異質の封建領主による武士の全国的統治体制をいうのであり、我が国封建制度の最後の段階に成立した体制である。」⁽¹⁾

それはまさに幕府が全国の藩を支配している体制であり、幕府によって領地を与えられた諸大名は独立した政治を行うことができたとはいえ、諸大名をして徳川家に対して、永久的の忠誠を誓わせる集権的封建制度であった。

このような徳川の封建制度は諸大名を支配し、全国を統制するためにいくつかの方策を用いた。

その第1は、国民全体の身分を世襲によって厳格なまでに固定した「士・農・工・商」である。士族階級と他の三つの階級の間には一線が画され、武士に対してのみ政治権力・教育・武道・地位などの特典が与えられていた。こうして法的に普遍化された身分と階級構造が厳格なものとなっていった。⁽²⁾

さらに第2の方策として用いられたのが鎖国であった。寛永10年(1633)～16年(1639)にかけて5回にわたる条例により鎖国政策は実施された。まず幕府は鎖国令によって、日本人の海外渡航を禁じ、信長・秀吉時代のキリスト教の影響を除いた。布教を手段として領土拡張を推進しようとした旧教国への歯止めとしたのである。また、オランダと中国に限って貿易をおこなうため長崎港を除く他の港を封鎖した。このような鎖国は政治的・宗教的目的をもって遂行されたが経済的には西国大名が海外貿易によりその力を強化してくることをおさえ、幕府による貿易独占を遂行していったことにその意義を見いだすことができよう。⁽³⁾

ところで鎖国に関する論議では消極的側面が強調されることが多いのであるが、積極的側面もあることを指摘しておこう。徳川時代から明治維新にいたるおよそ2世紀半の間に西欧では、封建体制ないし絶対主義体制から近代的民主主義政治へと移行し、さらに1760年代に始まった産業革命はこの間に完成を見、機械制産業が発達した。たしかに西欧と比べると当時の日本は政治・経済両面において遅れを取ったが、西欧諸国にはみられない長い平和な時代と、参勤交代制により鎖国期間中に農業・商業を発展させ、貨幣商品等の流通も盛んになったことに対して土屋喬雄氏は積極的な評価を加えている。⁽⁴⁾

鎖国について幕藩体制を維持するための第3の方策は参勤交代である。諸大名は世界史上で類例のない参勤交代という制度を幕府によって義務づけられたのである。諸大名はこの制度によって江戸と領国とに一年おきに住むことになり、領国に帰国している間は江戸に妻子を住まわせる義務を負わされた。また、多数の家臣を従え江戸と領国を旅行する方策により諸大名の経済力を弱体化していくとともに、その絶対的權威を諸大名に対してあらわすこととなった。この制度は諸大名の経済力を消耗させたわけだがその反面、江戸が政治の中心地として繁栄し、およそ100万人の人口に達する巨大な消費都市へと発展した。⁽⁵⁾

表2は将軍吉宗の命令で町奉行大岡越前守らがおこなった調査を表にしたものである。⁽⁶⁾

享保時代は町奉行支配下の町人の数は約50万人であり、寺社奉行支配の町人が5万人、合わせて55万人の町人が江戸に滞在していたことになる。したがって100万都市江戸の人口の半数を町民が占めていたことになる。表2の総人口中女子の百分比をみると男子より女子の数が非常に少ないことに気づく。その理由を大石慎三郎氏は次のように指摘する。「これは江戸が出稼ぎの地であり、生活をかけた修羅の場であったからであろう。諸国から一旗あげることをねらって、多くの男たちが集まってきた。彼らは妻子よりも、まず生活の基盤を獲得することで精一杯だった

表2 江戸町奉行支配下の町人人口

年 代	総 人 口	男 子	女 子	総人口中女子の百分比
1721(享保6)年11月	501,394人	323,285人	178,109人	35.52%
1722(享保7)年4月	483,355人	312,884人	170,471人	35.27%
同 9月	476,236人	307,277人	168,959人	35.48%
1723(享保8)年4月	459,842人	290,279人	169,563人	36.87%
同 9月	473,840人	304,686人	169,154人	35.70%
1724(享保9)年4月	464,577人	299,072人	165,505人	35.62%
同 9月	469,343人	301,018人	168,325人	35.86%
1725(享保10)年4月	462,102人	301,125人	160,977人	34.84%
同 6月	472,496人	301,920人	170,576人	36.10%

出所：注(6)参照のこと。

であろう」と。⁽⁷⁾

通説によれば享保期あたりまでが江戸の発展期であり、この次期以降少しずつ安定・停滞期にはいる。例えば元文年間あたりから延享・寛政までは総人口中に占める女子の割合は40%であるが天保期を過ぎて安政・万延期にはいると40%の後半の割合を示すようになる。明治維新前年の慶応3年には50%を越える人口比となり、女性の占める比重は年代を経るにつれしだいに増している。これは江戸が出稼ぎの町から安定した文化的な町へと変容したことを意味しているのである。⁽⁸⁾

100万人もの人口を抱えた江戸は、武士およそ50万人を数え、残りの50万人が江戸在住の大名や武士が要する日用品の需要に応ずる為の商工業者たちであった。⁽⁹⁾

幕藩体制はこのように参勤交代制によって江戸への人口集中ばかりでなく、京都、大坂への人口集中をもたらすことになった。⁽¹⁰⁾ こうした都市への人口集中によって大きい需要が生まれ、種々の生活必需品の供給を各地方から仰ぐ必要性が生じてきたわけである。⁽¹¹⁾

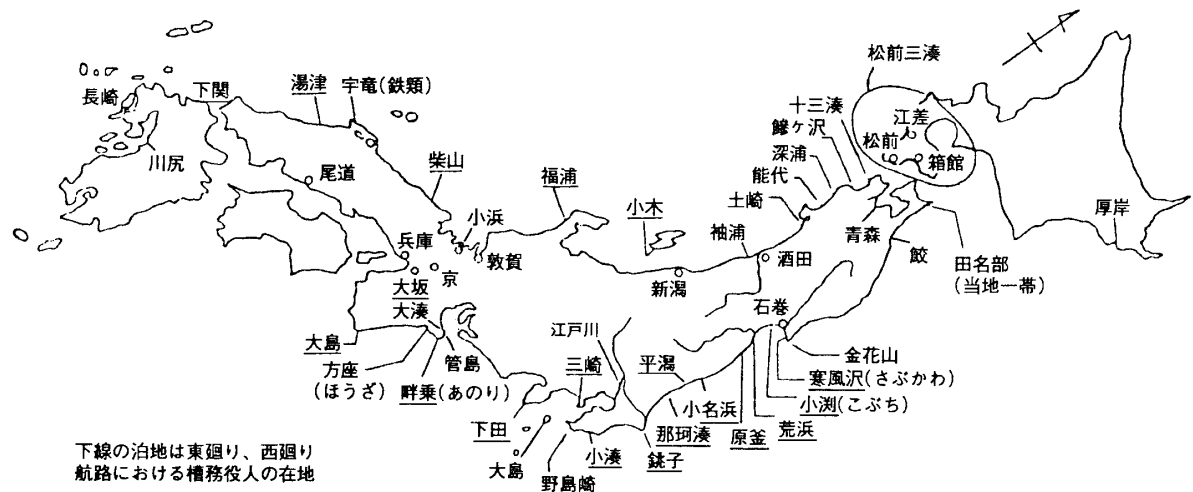
江戸を例にとると、畿内の京都・大坂と異なって生産力が低く、技術水準も低いとされる関東を後背としていることにより、各種生活必需品を大坂に頼ることになる。⁽¹²⁾

そのためには貨物の大量輸送手段の確保が先決となり、陸路より海路をとる輸送手段として江戸と上方を結ぶ海運（菱垣廻船・樽廻船）の発達をもたらすことになったのである。⁽¹³⁾

さらに寛文10年（1670）には河村端賢が幕府の命を受けて日本全国を海運路で結ぶ計画実行のために新たに江戸と奥羽を結ぶ東廻りを開拓した。北から南下したルートを銚子からさらに南下させ、下田か三崎で風・潮待ちした後、浦賀水道から江戸へ向かうものであった。これが次第に整備され、幕府直轄地の年貢米や東北・北陸諸藩の蔵米が江戸に運ばれるようになった。しかしながら東廻り航路は年貢米の賃積み船を主体に、木材や海産物を運送したが戻り船があまりなく、さらに三陸沖での海霧や礁、潮を乗り切ることの困難さなどの弱点が見られ、結局これが原因となって利用状況は芳しいとはいえなかった。⁽¹⁴⁾

これに対応して、寛文12年（1672）には西廻り航路も開かれた（図1参照）。西廻り航路は、北海道（松前）や日本海・瀬戸内の諸地域と大坂を結びつけた。この航路は下関を経由する長距離航路であったが、積み替えの手間がはぶけたので従来の敦賀・小浜→琵琶湖→大津→京都・伏見→大坂の経路より運送費が安くなった。そのために敦賀・小浜・大津等は停滞し、かえって大坂・兵庫と西廻り航路の寄港地が発展することになった。⁽¹⁵⁾

図1 近世沿岸航路関係図



出所：山崎謹哉編著『近世歴史地理学』大明堂、1985年、P137より引用。

参勤交代制度による江戸への100万もの人口集中は大きな需要を創造したのである。それは商品が、江戸において生産され売買されることを意味する。これに関与する商人の役割も、必然的に大きくなる。徳川幕藩体制という、制約された条件の下にはあるが、商人たちは成長する機会をここに見出すのである。専門商品を取り扱う、大規模商業経営が出現する素地がつくられたのも、その一例である。⁽¹⁶⁾ それは前述のような、交通網の発達と深く関連する。こうした交通網の発達を背景に、今までの各地方における地域的、かつ封鎖的な自給自足の経済圏が解体され、全国経済圏が作り上げられ、さらに商品・貨幣経済が活発化するにつれ、商人の間で、問屋・仲買・小売の職能分担が細分化され、その体制も整備されていくのである。⁽¹⁷⁾

つぎに享保前後の時代の流れとその特徴を考察しながら、商人たちがどのように自分たちの置かれた事業環境に対応していったかを見ていくことにする。

倍正が企業者としてその活動をスタートさせ、推進していくのはまさに、享保期から寛文にかけての時代なのである。

2. 享保期以前の経営環境

久蔵が飛驒屋二代久兵衛倍正を名乗るのが31歳、享保13年（1728）である。⁽¹⁸⁾ その後、およそ15年間の企業者活動を遂行していく。そして倍正が飛驒屋として事業の推進をはかった時代は將軍吉宗が政治改革を行っていた時代である。したがって、享保期を中心とした倍正の経営環境を述べる前に、元禄期の時代背景と商業政策、そしてそれに対応する商人たちの姿を見ていく必要があると思われる。それは徳川の歴史の中で享保期以前、とりわけ元禄期が社会的経済的反作用を多く残したまま、次の時代に移るといふ歴史的事実を有するからである。

そこでまず本節では享保期とそれ以前の時代と比較するため元禄期に焦点をあて、つぎに享保期に関して論述を進めていくことにする。

元禄期とその前後はまさに、江戸前期における景気の高揚期として位置づけることができよう。⁽¹⁹⁾

また商人の世界でも変化が見られ、江戸初期にみられた特権的門閥商人の時代から新興町人への交替が見られた時代であった。⁽²⁰⁾

門閥商人層の多くは、その系譜をたどれば中世末期の土豪・地侍的商人であり、士分として待

遇を受け、御用商人としてあるいは町年寄・町名主も勤め領主経済の代行者となった。たとえば、幕府呉服師の後藤縫之助・茶屋四郎次郎・金座の後藤庄三郎の名を上げることができよう。また江戸における樽屋・奈良屋・喜多村、大坂における尼崎・寺島・山村などは伝馬問屋の支配、升・行商の取締り、船・車の運上収入などさまざまな特権を独占的に認められていた。

大坂・江戸の上層町人は領主経済と特権的に結びつき蔵元・掛屋・札差として領主の扶持を受けるとともに高利貸金融をもって巨利を収めていたのである。各城下町でも領主により特権的保護を与えたのは御用商人たちであった。²⁰⁾

しかしながら門閥的特権商人として活動を続けることができない状況に至るやいなや、その企業活動は弱められた。その理由の第一はもちろん鎖国が断行され、市場が拡大し、17世紀後半頃から全国の商品流通経済が進展してきたという経済環境の変化が上げられよう。そして第二の理由であり、また最大の理由は、そうした商品経済を担う新興町人勢力が拡大してきたからである。²¹⁾

当時の作家である井原西鶴は繁栄する「元禄の世」にあって、才覚や利発を元手に巨万の富を蓄積した、町人たちの姿を『日本永代蔵』（元禄元年）、『世間胸算用』（元禄5年）等の「経済読み物」とよばれる作品の中で描いている。

西鶴は元禄6年に、52歳で世を去っているが、没後一年たって発刊された『西鶴織留』（遺稿）においては、バブル経済崩壊の中で苦しむ商人たちを書いている。²²⁾ このように、元禄期の町人を書いた西鶴作品を、作道洋太郎氏は次のように評価している。「上方における町人の生成過程やその特質を最も鋭く描写し、寛文元年（1661）あたりでは新興商人が台頭して商業社会が誕生したことを明らかにしている。これら新興町人が『天下の台所』の担い手となった『天下の町人』であったが、その代表的な町人が大坂町人にほかならなかった」。²⁴⁾

このような新興町人が事業活動を維持・発展させるためにはその経営環境の中で幕藩勢力に接近することが最優先されるべき方法であった。また18世紀半ばには株仲間結成等により、都市市場の独占をはかり、あくまでも封建的町人として発展をとげるといふ、経営戦略だけが新興町人が選べる道であった。²³⁾

3. 享保期の経営環境

世の流れは元禄の繁栄期から享保期へと変わった。五代将軍綱吉時代の終わり頃には、幕府財政悪化という事態が発生し、経済的に厳しい状況のなかで、六代家宣、七代家継両将軍時代を迎える。この二人の将軍に仕え政策を担当したのが新井白石であった。白石は貨幣改鑄に歯止めはしたが、現実の商品流通に見合うものでなく、かえって経済界に混乱をもたらした。まさに通貨政策の誤りであった。こうした誤りをひきずりながら享保期を迎えることになる。²⁵⁾

(1) 享保の改革にみる吉宗の政治

享保の改革のめざすところ、商業資本の掌握と統制、抑圧そして商品経済の直接支配であった。吉宗による享保の政治はまず、手腕ある人々を集め、行政機構改革をしていくことから始められた。そのためには譜代勢力と白石・詮房との対立を解消するため白石・詮房を罷免し、その政策の一部改廃をはかり、譜代を優遇したのである。こうした享保改革における幕府財政再建が具体的・積極的に促進されたのは、享保7年（1722）以降であった。促進遅滞理由として、次の事柄が挙げられよう。

- ①. 享保7年から発生した風水害による年貢収納の激減。
- ②. 商人への負債支払いや河川土木工事への投資による財政悪化。
- ③. 2の原因で旗本・御家人への切米支給遅滞。

こうしたことから、財源収入の安定確保策を早急に実施しなければならなかった。その方策は、主として新田開発と年貢増徴によるものであった。5～6年後には収入も増加し、財政的にも安定するようになったが新たな問題が登場することになった。米価の相対的な下落である。⁶⁷⁾

(2) 低落する米価

このような米価の相対下落という現象はどうして起こったのであろうか。その原因を長谷川彰氏は二点にまとめている。第一に全国各地で実現されてきた米生産力の上昇、第二に中央市場への廻米量の増加。米価に一般的諸物価が追随するという前提が破れたのである。こうした現象は享保7～8年頃より現れてきた。この為、享保改革の重要な柱として、新たに米価問題への対応策が打ち出されることになった。⁶⁸⁾ それは、享保15年(1730)「大坂における帳合米取引の公認」となってあらわれた。下がり気味の米価をどのようにして引き上げていくかが吉宗政治の課題であった。そのためにとった政策は、すでに半世紀以上も禁止されてきた米の延取引を公認し、大坂の堂島に米市場を設立し、ここで米取引を行わせることであった。しかし市場へ入ってくる米が多すぎるので、生産地(天領・私領)に米を蓄えることを命じたり(置米令)、江戸・大坂・京都へ米を回すことを制限(延米制限令)し、享保20年(1735)に公定価格をもうけ、米価引き上げをはかった。⁶⁹⁾

(3) 吉宗の貨幣政策

吉宗は新井白石の貨幣政策を受け継いでそれを推進させていくが、この政策は経済発展とそれに対応する社会の変化を見落としていた。結果として元禄期～正徳期の経済に混乱を生じさせてしまったことは前述のとおりである。元文に行った吉宗の改鑄は、萩原重秀の元禄の改鑄に変えることであった。これによって物価が安定し、以後江戸時代を通じて一番の通貨安定期を迎えることになるのである。⁶⁹⁾

4. 享保時代と商人たちの対応

江戸期の商人たちは享保時代をどのように見ていたのであろうか。幕藩体制下において、商人たちは自らの企業者活動をもって一家を成し、その事業活動や家業を維持・存続するためには、どのような戦略で事業を推進していくべきかを常に意識し、また幕府の商業政策にも注意し、その情報をいち早く集めたものと思われる。元禄期を「高度成長期」と見るならば「低成長期」の時代が享保期であろうか。まさにインフレ基調からデフレ基調への転換期となり不況のため倒産する商人も少なくなかった時代であった。このように経済全体が安定期・停滞期に入ろうとしていた時期である。商人たちはこうした環境に対応するため、同族集団の在り方を考え、奉公人の管理や処遇、また家産の維持・運営をはかることを重要な戦略としたのである。

こうした環境的要請を受けて、いままでのような事業経営の拡大・多角化を抑えるとともに一業専心に徹することに主力を注ぎ、「守りの経営」へと、その事業戦略の転換をはかっていった。⁶⁹⁾

そのような政治・経済そして時代の変化に対応するための姿勢を、具体的に示したのが家訓である。たとえば大坂の鴻池家は享保期を変動期としてとらえ、奉公人の管理体制を強化し、今までのような経営の拡大をおさえ、本家中心の守成の体制を重視して、事業の保守化をはかっていった。そのための具体的な措置として、鴻池家では家訓が制定された。とくに、享保8年に制定された「家定記録覚」は最もよく整備された家訓であり、三部から成っている。第一部をみると家督相続と商家経営の管理運営体制が明確にされ、財産管理の基本方針が明記されている。第二部は奉公人に関する待遇規定が記されており、当時の労務管理の要点が述べられている。第三部においては本家、別家の生活様式が詳細に規定されている。⁶⁹⁾

また三井家では享保7年に長男高平によって、父高利の遺訓や遺習を「宗竺遺書」として集大成している。「宗竺遺書」の目的は、高利の起こした家業を永世に残すために、高平、高富らの兄弟が相談の上で作成したものであり、大元方を中枢とする営業方針、管理機構など家業の基本方針が詳細に規定されている。高利の遺言にもとづいて、三井独自の同族組織が形成され、三井家の同族経営の体制は確立していくのである。³⁹

八代将軍吉宗の政治体制（商業政策）の流れを企業者自らが経営環境としてうけとめ、それぞれの意思決定をもって、守りの経営へと経営戦略の転換を推進していった時代が享保期なのである。

注 (1) 宮本又次編『日本経済史』（基礎経済学体系五）青林書院新社、1977年。P47。

(2) J・ヒルシュマイヤー・由井常彦『日本の経営発展』東洋経済社、1977年、P5～6ならびに M.Y. Yoshino “Japan, s Managerial System :Tradition and Innovation” MIT DRESS、1968年、内田幸雄監訳・今井金吾・小池澄男・倉井武夫・工藤道彦訳『日本の経営システム—伝統と革新—』ダイヤモンド社、1975年、P96参照。

(3) 藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰『日本商業史』有斐閣新書、1978年、P17。また作道洋太郎『江戸時代の上町人』教育歴史新書、1978年、P164ならびに正田健一郎・作道洋太郎編『概説日本経済史』有斐閣、1978年、P69～70も合わせて参照。

(4) 土屋喬雄『日本経済史概説』東京大学出版会、1976年、P42～43参照。

(5) J・ヒルシュマイヤー・由井常彦、前掲書、P7ならびに井上周八『日本資本主義のあゆみ』青木新書、1968年、P22～23参照。

(6) 出典は大石慎三郎『徳川吉宗と江戸の改革』講談社、1995年、P147より。

(7) (8) 同上書、P147～148。

(9) J・ヒルシュマイヤー・由井常彦、前掲書、P7。

(10) 安岡重明「概説江戸期—1880年代」（安岡重明・天野雅敏編『近世的経営の展開』日本経営史I、岩波書店、1995年）P7参照。

(11) 倉並省自・實方壽義共著『近世社会の政治と経済』ミネルヴァ書房、1995年、P96。

(12) 山崎謹哉編著『近世歴史地理学』大明堂、1985年、P173、ならびに竹内誠「近世前期の商業」（豊田武・児玉幸多編『体系日本史叢書13 流通史1』山川出版、1969年）P129参照。

(13) 倉並省自・實方壽義共著、前掲書、P96参照。

このような大坂から江戸への供給ルートは、元和2年（1616）に始まった菱垣廻船や後の樽廻船によって結ばれ、盛んに商品の海上輸送が行われた。まさにこの供給ルートこそ全国市場の大動脈となったのである（竹内誠、前掲論文、P129参照）。

(14) 山崎謹哉編著、前掲書、P232参照。

(15) 安岡重明、前掲論文、P16。

東廻り航路・西廻り航路に関しては山崎謹哉編著、前掲書、「Ⅶ交通の地域的展開3 海上交通の地域的展開」（P136～140）に詳細な説明があるので参照されたい。なお、両航路のルートについては図1を参照のこと。

(16) 安岡重明、前掲論文、P7参照。

(17) 倉並省自・實方壽義共著、前掲書、P232。

商品流通の活発化は、商品の大量取引を担当する問屋を成立させたのであるが、問屋の起源は古く、中世の問・問丸に求められるが中世末にはすでに問屋という用語が使用されていたという。しかしながらここでいう問屋が一般化したのは江戸期に入ってからであろう。なぜなら輸送・保管・商取引の未分化状態から、それらの機能がそれぞれに分化していく過程の中で積荷問屋・荷受問屋・廻船問屋といった各機能によって分化した問屋が誕生したからである。さらには米問屋・油問屋・炭問屋といった商品

別の専門問屋の発達も見られる（竹内誠、前掲論文、前掲書、P166～P167参照）。

(18) この年表は二代倍正が企業家として活躍した事業内容を年代順に記したものである。

二代久兵衛倍正年表

西 暦	年 号	年数	年齢	主 な る 活 動
1698	元 禄	11	1	倍行の弟伊右衛門の長男として誕生。名を久蔵と称する。
1700	同	13	3	南部大畑に、飛驒と号し、木材商を開く。 倍行は飛驒屋初代久兵衛を名のる。
1702	同	15	5	松前に渡来、初代久兵衛尻別の松山を開く。
1728	享 保	13	31	初代久兵衛倍行下呂町益田郡にて死去（55歳）。 久兵衛は大畑にて妻（さわ）をめとったが子がなく、久蔵を養い、 家督を譲った。 同年より久蔵は飛驒屋二代久兵衛倍正を名のる。
1728	享 保	13	31	白山跡山8カ年山田庄兵衛らと仲間経営満期の時、残金 (7,839両3歩)を三つ割(2,613両1歩)とする。
1737	元 文	2	40	尻別山6カ年唐松請負毎年15,000石を伐採。 運上金1カ年1,300両
1742	寛 保	2	45	寛保2年4月より延享4年4月まで6カ年尻別山跡山請負。 寛保2年11月30日、福山（松前）にて死去（45歳）。 二代倍正の事業は三代久兵衛倍安に継承。

出所：白山友正「飛驒屋武川久兵衛年表」（『函館大学論表』函館大学商学部、
第1輯、開学記念号）1965年12月、P73—74。

- (19) 大石慎三郎氏は巨大なインフラ整備と高率貢租の低下が、江戸時代でまれにみる経済的繁栄期を招来したと指摘している（大石慎三郎、前掲書、序文P4～5）。
- (20) 作道洋太郎『江戸時代の上町人』、P17参照。
- (21) 寶月圭吾・児玉幸多編『新稿日本史概論』吉川弘文館、1969年、P209に負っている。
- (22) 倉並省自・實方壽義共著 前掲書、P227。
- (23) 大石慎三郎、前掲書、序文P4参照。それぞれの作品について若干の補足をしておく。『日本永代蔵』は副題として「大福新長者数」とあり、その内容の大部分を占めるのは町人の成功談である。才覚や儉約あるいは家業と始末によって富を得た話が多く、それは金銭を支配しようとする町人の努力方法を述べたものである。『世間胸算用』では、一年の総決算日である大晦日の一日を通じて金銭に翻弄される町人の姿を描いている（麻生磯次・富士昭雄『世間胸算用』明治書院、1975年、P155～157参照）。『西鶴織留』は西鶴没後、門人の北条団水によって刊行された著書である。物語の舞台は京都・大坂・近江などであるが、ここでは「始末」「才覚」等を主題とせず町人らしい致富道を描き、現実の町人社会に生きる人々の「人情の心」を描いた作品である（市川通雄『井原西鶴の世界』笠間書院、1976年、P181、186、195参照）。
- (24) 作道洋太郎、前掲書、P17より。
- (25) この論述は寶月圭吾・児玉幸多編、前掲書、P209～P210に負っている。また新興町人「三井高利・二代高平の企業活動」「鴻池家初代善右衛門正成と三代宗利の企業活動」に関しては三ッ木芳夫「江戸時代の商家経営と経営理念の本質—企業者活動と家訓を中心にして—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第7号、1986年）P8～11を合わせて参照されたい。
- (26) 大石慎三郎、前掲書、序文P6参照ならびに長谷川彰「近世中・後期の商業」（藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰『日本商業史』有斐閣、1978年）、P58～59参照。
- 家宣・家継時代の施政について若干の補足をしていく。
1. 綱吉時代の政治のゆきずまりから始まり、“生類憐みの令”が廃止された。
 2. 武家諸法度の改正。
 3. 金銀改鑄。白石は貨幣改鑄を元禄悪政の最大のものと考え、当時の物価高騰の責はこの改鑄にあるとして是正にふみきった。しかし、この政策は新金銀による旧貨の回収が進まず商人社会の混乱を深

めたまま、貨幣政策を享保期に持ち越した。

4. 貿易対策は海外流出する金銀を制限するための対策であり、正徳5年(1715)に「海舶互 市新例」
 発布。

5. 白石は、年貢率下落の是正をはかろうとするが結果として無原則的な年貢収奪の強化となり、代官・
 代官所役人を締めつけることとなった(児玉幸多編『近世史ハンドブック』近藤出版社、1972年、
 P30~32参照)。

㉗ 倉並省自・實方壽義共著 前掲書、P189~190、寶月圭吾・児玉幸多編、前掲書、P217、長谷川彰、
 前掲論文、前掲書、P58~59等参照。

「新田開発」と年貢増徴について若干の補足をするならば、「町人開発新田」の奨励はまさに年貢増徴
 基盤の拡大を意味する。しかし年貢増徴として最も重要なのは、享保7年(1722)から定免法を全面採
 用したことであった。これは農民の手元への余剰の確保の可能性を広げ、農民の労働意欲をかりたて、
 生産力の発展を促す効果を有する徴収方式であつ(石井寛治『日本経済史』東京大学出版会、1976年
 P22~23参照)。

㉘ 長谷川彰、前掲論文、前掲書、P59より。

㉙ 大石慎三郎、前掲書、P101~108参照。本来、幕府は大坂米穀市場をも江戸商人によって掌握させよ
 うとしたが、大坂商人の抵抗が強く実現できなかった(長谷川彰、前掲論文、前掲書、P61参照)。

㉚ 大石慎三郎、同上書、P106~107参照。

㉛ 宮本又郎「鴻池善右衛門—『天下の台所』を支えた両替商」(作道洋太郎ほか『江戸期商人の革新的行
 動』有斐閣、1978年、P86)、ならびに作道洋太郎『江戸時代の上商人』、P180~181も合わせて参照。

㉜ 作道洋太郎『江戸時代の上町人』、P179ならびに作道洋太郎ほか『江戸期商人の革新的行動』、
 P28、P34参照。

㉝ 中田易直『三井高利』吉川弘文館、1959年、P186~187、P265ならびに作道洋太郎「江戸期商人の系
 譜と特質」(作道洋太郎ほか『江戸期商人の革新的行動』) P25参照。

なお江戸時代の初期から中期にかけての家訓については三ツ木芳夫、前掲論文、P14~18も合わせて
 参照されたい。

3章 倍正の企業者活動

我々が企業者活動を考察する場合、企業者本人が書き残したもの、またその考えや行動を記録
 したものを検討することが最上の方法である。ところが、倍正の場合、経営者としてどのような
 活動をしていたのかを知り得る史料は現存しているがその数は多くない。従ってここでは限られ
 た史料の枠の中で企業者活動を推定するという方法をとりながら山林事業経営の実態を検討して
 いくことにする。

倍正の企業者活動の足跡をみるには以下の史料がある。

1. 享保13年から元文元年までの臼山跡山8カ年の請負事業(享保13年申年より元文3年午年ま
 での「諸勘定目録」より)。
2. 元文元年7月6日提出の『蝦夷檜葉惣山五カ年御証文』。
3. 元文5年7月21日提出の『蝦夷檜葉惣御山請負願』。
4. 山請負以外の事業
 - (1) 大坂店・京都店
 - (2) 松前藩への御用金
 - (3) 南部藩への御用金
 - (4) 寺への寄進
 - (5) 山請負経営者への融資

(享保13年から寛保2年までの借用証文・借用手形・為替手形等9点)

以上は享保13年申年より元文3年午年までの「諸勘定目録」による。

(6) 南部・秋田山請負は留山等により企業者活動はできず、三代倍安から再開される。

したがってここでは言及しない。

これらの経営史料により倍正の企業者活動を明らかにしていく。

1. 享保13年から元文元年までの臼山跡山8カ年の請負事業

白山友正氏の「飛驒屋武川久兵衛年表」⁽¹⁾には倍正は享保13年(1728)に山田庄兵衛らと上記の山請負事業を仲間経営として、これが満期となった元文元年(1736)に残金を三つ割とすると記されているが、庄兵衛、久兵衛、そしてあと一人が誰であるのかは不明である。なぜならこれに関する「蝦夷山請負」の証文は見当たらないからである。しかし、この山請負に関する倍正の記録は現存している。⁽²⁾

以下、この史料によって考察を進めていく。

この記録すなわち「諸勘定目録」は、紙数7丁で装幀は紙拵仮綴一冊、表紙本文とも紙となっている。法量は14.2×43.0cm、年月日を見ると元文4年(1739)未正月。筆者は武川久兵衛・同貞松とあり、この年代から考えるなら筆者の一人は明らかに二代倍正である。さらにその表紙には「申ノ年午五十二月迄ノ諸勘定目録」と記されていることから筆者は限定できよう。内容は、申(享保13年)より午(元文3年)までの松前・南部大畑・飛驒下呂・京都・大坂における営業に関する収支決算帳の控である。⁽³⁾

山田庄兵衛の名はすでに初代倍行が享保3年(1718)に御山奉行北川岡左衛門に提出した『臼山跡山八カ年請負願』の中に見いだすことができる。しかしこの証文からわかることは津軽半島三馬屋の山田庄平(庄兵衛)を「願人」としたことである。初代倍行は「金本」であり、その所在は江戸鉄砲洲明石町となっているが、当時の飛驒屋が、蝦夷地の経営の拠点を何処に置いていたかは不明である。⁽⁴⁾ おそらく、倍行は大畑支店を拠点としながら蝦夷地進出の機会をうかがっていたのではないだろうか。なぜなら倍行の当面の課題が「臼山伐採願」にあらわれているからである。松前領内ではすでに延宝6年(1678)に江差檜山を開いて諸国の山師を入れ伐木にあたらせている。⁽⁵⁾ 当時の山師たちは日本海諸国廻船を用いていたので、江戸系商人の進出と伐り出しを難しくしていた。しかし、こうした事情のなかで初代倍行は大坂・津軽商人を「願人」に用いることにより、請負業者間競争の中に飛驒屋を進出させていったものと考えられる。このようにして倍行は、江戸系商人による蝦夷地商品の松前藩領外移出の実現をはかり、江戸市場への木材輸送の道を実現していった。⁽⁶⁾ 初代の事業を受け継いだ二代倍正が最初に手掛けた事業は「臼山跡山八カ年請負」であった。この事業に支出した資金は、山方徳用6,086両1歩であり、元文元年(1736)の請負満期に残された資金が7,839両3歩となり、2,613両1歩の三つ割とした記録されている。⁽⁷⁾ おそらく、初代の時と同じように山田庄平(庄平衛)とあらたに誰かを加えての共同出資による経営であったと思われる。何故なら利益を分割しているからである。

2. 元文元年7月6日提出の『蝦夷檜葉総山五カ年御証文』⁽⁸⁾

史料を通して具体的に山林伐採における倍正の事業が理解出来るのは、この元文元年7月6日と元文5年7月21日の二つの史料である。そこでそれぞれ史料の全文を記してその概要を検討していこう。

(上*)
「辰八月十五日被_レ仰付_レ候 「元文元年」

蝦夷檜葉惣山五ヶ年御証文 飛驒屋久兵衛

但 巳の三月より戌の三月迄」

乍、恐以書付奉願上候御山の事

一 御領内蝦夷桧葉惣御山一円、来巳の三月より戌の三月迄杣入中年五ヶ年の間、私忝人え被為仰付被下置候は、御運上金小判六千両可奉差上候。右御運上金の内、来巳の年より壹ヶ年に金千貳百両宛割合、毎年十一月中に急度上納可仕候。材木杣取の儀は帆柱桁平物角寸方勝手次第杣取仕候様に奉願上候。右の通被為仰付被下置候は、尻別御山より杣入仕度奉存候。年賦の内、尻別御山にて杣取材木不足に御座候は、悪消御山え杣入仕候様に奉願上候御事。

一 蝦夷桧葉惣御山奉願上候得共、御山方不残杣入仕伐取申儀にては無御座候。右年賦五ヶ年の間御手山外願人え不被為仰付候様に奉願上候。蝦夷桧葉御山少にても外願人え被為仰付候ては私御請負合兼、右御運上金差上申儀成兼申候間、蝦夷桧葉御山の儀は、右年賦の内少にても外え不被為仰付候様に奉願上候御事。

一 尻別山え壹ヶ年に本杣七拾人山入仕、材木高壹万四、五千石目取出申様に奉願上候。若尻別御山年賦の内、杣取材木不足に御座候て、悪消御山え杣入仕候は、其砌杣数可奉願上候御事。

御番所運上屋立候材木、其外杣小屋留道具入用木、船手水竿 薪等の儀も勝手次第伐取候様に奉願上候御事。

一 来巳の三月より戌の三月迄御年賦五ヶ年の内手代 杣頭 米持 鍛冶加勢人数の儀は勝手次第遣候様に奉願上候御事。

一 御運上金の外、諸御役御免奉願上候、山方人数材木積船、其外諸色山方入用物積参候通船共に御改可申請候。尤材木積船 通船共に諸御役御免奉願上候御事。

一 蝦夷地御作法の儀急度相守可申候。御差凶次第御番所相立、御役人様御賄御礼金等被為仰付次第差上可申候御事。

一 尻別御山川筋遠、難所多御座候間、辨部川、尾申別川両所え引越に罷成候分取越申度奉存候。引越に及兼候分は尻別川え出申様に奉願上候。尤尻別川口船積場所悪敷御座候由、すつつの潤え材木相廻、船積仕度奉願上候御事。

一 尻別御山往來の者、其外諸色通路の儀、辨部 あふた 尾申別右三ヶ所の内勝手宜敷方より仕候様に奉願上候。若材木年賦の内積残申候は、段々積取候様に奉願上候御事。

一 御運上金、只今の通用金にて奉願上候間、右御運上金百両に、此度被仰出の今吹金百六拾五両を以上納可仕候御事。

一 右の御運上金無相違、急度上納可仕候。此以後乍憚随身の御用等、相勤申度奉存候御事。

右の通御憐愍を以宜御沙汰奉仰候。以上

元文元年辰七月六日

御奉行所様

〔表書願の通五ヶ年に御座候。〕

仍裏書如件

元文元年丙辰八月十五日

飛驒屋久兵衛殿

願人 飛驒屋 久兵衛
宿 工 藤 忠兵衛

蠣崎 元右衛門

元文元年 7 月 6 日に記された御証文の内容は、10の項目に分けてある。

第1項 松前藩領内の蝦夷桧葉惣御山について、来る元文元年（1736）3月より寛保2年

(1742) 3月までの申請期間(中五カ年)である。その間、飛驒屋のみに請け負わせてもらいたい。そうすれば運上金6,000両を支払うとし来年より毎年11月に1,200両づつの割合で支払う。材木杣取については、帆柱・桁・平物・角寸法は自由にさせてもらいたい。承認されたならば、尻別山より杣入する。ただし杣取材木不足の際は、悪消山(厚岸山)へ杣入する。

第2項 蝦夷檜葉惣御山の全ての木材を伐取るわけではない。もし他の請負人に少しでも請け負わせるなら、私は請負は出来ない。運上金を支払っている間、他の業者を入山させないようにおたのみする(ここに見る倍正は、まさに企業家として優れたかけ引きの手腕を発揮し、自分一人の独占請負にするならば運上金6,000両を支払うことを提示する)。

第3項 杣夫は、年間に70人山入りし、14,000~15,000石を伐り出す。もし伐り出し量が不足するようなら、悪消山に杣入させるが、杣夫の人数はその時にお願い申しあげる。ここでも倍正は材木がない場合は他の山にも入り、伐採出来るように明言している。番所、運上屋建築材木、杣小屋、留道具入用木、船手水竿、薪等も自由に伐り取る。

第4項 元文2年3月より寛保2年3月までの5カ年の間に、手代、杣頭、米持、鍛冶等の人数は自由とさせてもらいたい。

第5項 運上金以外の諸役はお許しいただきたい。

第6項 蝦夷地作法については、申しつけられ次第かたく守る。御役人の賄いや礼金は申しつけられ次第差し上げる。

第7項 尻別山への川筋は遠く、難所も多くある。よって、べん部川・尾申別川両所へ引っ越す。引っ越しが出来ないようなら尻別川へ材木を出すことをお願いする。もっとも尻別川河口は積荷場所はよろしくないで、すつつの澗へ材木を廻し、船積みするのでお願いする。

第8項 尻別山往来する者、その他のための通路についてべん部川・あふた・尾申別の三カ所の内、どこからでも自由に通行するのでお願いする。もし年賦内のうちに材木積み残しあれば段々と積みとるのでお願いする。

第9項 運上金は現在の通用金でお願いする。運上金100両に、今吹金165両をもってお支払いする。

第10項 運上金はまちがいなくお支払いする。これ以後は、はばかりながら随身の御用を勤めたいと願っている。よろしく願いしたい。

「願人」は、飛驒屋久兵衛と記され二代倍正の名前で初めて元文2年から寛保2年までの5カ年間山請負事業が行われた。5年間の運上金6,000両は当時としてはかなり高い投資である。しかし、毎年14,000~15,000石の伐採量を5カ年獲得することができる訳である。あとは伐り取った材木をいつ、どのように流通経路に乗せるか、企業家としての判断が問われるのである。全10項の内容をみるとそこかしこに企業家として、藩に対して「言うべきことは言う」、「儲けるべきところは儲ける」という経営姿勢が見られる。

伐木した材木を初代は借船を用いて輸送したが二代倍正は元文6年(寛保元年)から手船を用いるようになった。⁽⁹⁾

3. 元文5年7月21日提出の『蝦夷檜葉惣御山請負願』⁽¹⁰⁾

(上書)
「元文五年申閏七月廿一日

願人 飛驒屋 久兵衛

乍、恐書付を以奉、願上、候御山の事

御領内蝦夷檜葉惣御山巳の年より五ヶ年間

仰付外聞実儀共難、有仕合奉、存候」

乍、恐書付を以奉、願上、候御山の事



- 一 御領内蝦夷檜葉惣御山、巳の年より五ヶ年被_レ為_レ仰付_一、外聞実儀共難_レ有仕合奉_レ存候。当年の杣入にて四ヶ年相勤、来酉ノ年杣入戌年出_レ材木_一迄に御年賦相済申候。先達て奉_レ申上_レ候通、尻別御山殊の外材木出方六ヶ敷山方諸色入用物揚方共に道法存の外遠、大分の人数相掛、万端入用等も積りの外相増、其上、午未兩年の出材木過分足に出来仕、兩年に壹ヶ年分ならて材木土場着不_レ仕候故、大目の間違に罷成、難儀仕候。当年は去々年の山囲_※去年の杣取材木共に相応出来仕候に付、当年江戸 大坂え拾五、六艘なりとも積為_レ登申度奉_レ存候所、借船殊の外払底にて、蝦夷えは船手望不_レ申候に付、存の外運賃高値仕候。殊に当年尻別え初て材木相出申候間、船積場所も思敷無_レ御座_レ候故、猶更借船参兼、運賃高値にて迷惑仕候。来年より不_レ残尻別川え材木相出申候。就_レ夫、借船にては殊の外運賃高値、其上借船払底にて難儀仕候間、来年よりは手船 仕入船等相調積為_レ登申様に仕度奉_レ存候。手船 仕入船の儀は、大目の物入に御座候に付、御山方御年数も奉_レ願上_一、手船 仕入船等取組相談も仕度奉_レ存候、依_レ之跡御山左に奉_レ願上_レ候。
 - 一 御領内蝦夷檜葉惣御山一円、来戌の四月より卯四月迄杣入、中年五ヶ年の間御運上金小判壹万両に奉_レ願上_レ候。右御運上金の内壹ヶ年に小判貳千両宛戌年より毎年十一月中に御当地にて千両、江戸御屋敷様え千両急度上納可_レ仕候。材木杣取の儀は只今迄尾申別 尻別の通杣取仕候様に奉_レ願上_レ候。尻別 尾申別取跡_※悪消御山三ヶ山奉_レ願上_レ候。尻別 尾申別跡杣取不足の分は、悪消御山え杣入仕候様に奉_レ願上_レ候。
 - 一 右蝦夷檜葉惣御山被_レ為_レ仰付_一被_レ下置_一候は、御手山_※外願人え蝦夷檜葉材木少にても不_レ被_レ為_レ仰付_一候様に奉_レ願上_レ候。材木石数の儀は只今迄杣取仕候通、寸方貳百八拾丁立百石目の積、壹ヶ年材木石高壹万八千石目宛、五ヶ年九万石目奉_レ願上_レ候。御年賦中、材木出方の儀は、上方材木景気見合、宜敷節は石高相出、不景気の節は石高無数取出、積為_レ登申度奉_レ願上_レ候。帆柱 桁 平物 角類杣取仕候は、貳間六寸才廻し貳百本にて百石目の積奉_レ願上_レ候。毎年材木御改の儀は、材木土場着の節御改可_レ申請_一候。
 - 一 戌の年より卯の年迄御年賦の内、手代 杣頭 鍛冶 米持 加勢人数の儀は山方入用程差遣候様に奉_レ願上_レ候。材木積船 通船山方往来の者、通路勝手宜敷方より往来仕候様に奉_レ願上_レ候。御年賦中、材木積残申候は、段々積為_レ登申候様奉_レ願上_レ候。
 - 一 御運上金の外、諸御役御免奉_レ願上_レ候。山方人数_※材木積船諸色通船等御改可_レ申請_一候。材木積船 通船共に諸御役御免に奉_レ願上_レ候。
 - 一 御番所_※運上屋普請材木、杣小屋留道具入用木、其外船手水竿 薪等雑木にて入用次第奉_レ願上_レ候。
 - 一 蝦夷地御作法急度相守可_レ申候。只今迄の通御番所相立、御役人様御賄可_レ仕候。御奉行様御太儀金壹ヶ年小判百両宛に奉_レ願上_レ候。
- 右の通御憐愍を以被_レ為_レ仰付_一被_レ下置_一候は、難_レ有仕合可_レ奉_レ存候。以上


元文五年_※閏七月廿一日

御奉行様

「表書願の通五ヶ年申付候。仍表書如_レ件

元文五_※年八月

願人 飛驒屋 久兵衛 
宿 工 藤 忠兵衛 

藤 倉 友右衛門 

飛驒屋久兵衛殿

本願書は7項目より構成されている。

第1項 元文2年より5カ年計画の蝦夷檜葉惣御山の請負を感謝する。当年(元文5年)の杣入で4カ年を勤め、来る寛保元年に杣入し寛保2年に材木を伐り出せば年賦は終了する。先に申

し上げたとおり、尻別山はことのほか出材が悪く山方諸色入用物、揚方共に道のりが遠く、人数が多くかかり、全てに出金が増大した。その上に元文3・4年の出材は不足し、両年合わせても1年分(14,000~15,000石の予定)取ることは出来なかった。予想が誤ってしまい、つらいところである。当年(元文5年)、一昨年・昨年の材木を取れそうであるので、江戸・大坂へ15~16艘を輸送したいと思っていたが借船はなく、蝦夷地に船は行かないとのことで予想以上の運賃値上げとなっている。当年尻別へ初めて材木を出す船積場所もないありさま故、なおのこと借船がなく運賃が高く困っている。来年(元文6年)よりは残らず尻別川へ材木を出す。借船運賃高値、船も無く困るので、来年(元文6年)より手船、仕入船をととのえたい。このことについては、相談いたしたい。こうした事情もあるので跡御山のことよろしく頼む。(このように飛驒屋側が抱えている経営上の問題をあからさまにした上で新しい事業を請け負いたい旨したためている。)

第2項 御領内蝦夷檜葉惣御山一円、寛保2年4月より延享4年4月まで杣入し、運上金10,000両をお支払いする。1カ年に2,000両づつ寛保2年より毎月11月に松前にて1,000両、江戸屋敷へ1,000両お支払いする。材木杣取については、尾申別、尻別の杣取をお願いしたい。御山については尻別、尾申別取跡ならびに悪消御山の三つの山をお願いしたい。尻別、尾申別取跡杣取に不足がでたら悪消山への杣入をお願いしたい。

第3項 この願いが許されたならば、他の者に少しも請け負わせないでもらいたい。(この請負の仕事も飛驒屋の独占とさせて欲しいとのことである。)材木石数は寸法280丁立百石目のつもりであり、1カ年の材木は18,000石、5カ年で90,000石をお願いしたい。請負期間中の材木の出方は、上方材木景気を見ながら出材し、不景気ならば数量は決めずに取り出していくことにしたい。(ここで山請負企業家倍正は木材市場の社会・経済的背景を明らかとしている。)帆柱、桁、平物、角類杣取りは、2間6寸廻し200本にて入用100石としたい。毎年材木土場着の時、改めていただきたい。

第4項 寛保2年より延享4年の間、手代、杣頭、鍛冶、米持、加勢の人々は山方の入用程度によるのでよろしく願います。材木積船、通船、山方往来の者の通路は自由とさせていただきます。年賦中に材木積み残しをしたならばすこしずつ取っていく。

第5項 運上金のほか、諸役はお許しいただきたい。山方人数ならびに材木積船諸色通船等も改めていただきたい。材木積船、通船共に諸役はお許し願いたい。

第6項 番所、運上金普請の材木、杣小屋留道具入れ用の木、その他水竿、薪等材木で自由に使わせていただきたい。

第7項 蝦夷地の作法はかたく守る。番所を立て、御役人への賄いもする。御奉行への御太儀金1カ年100両をお願いしたい。願いを聞き届けていただいたなら幸いである。

「願人」は元文元年7月6日の願書と同じで飛驒屋久兵衛一人である。したがって初代の後継者となった年に開始した「尻別山八カ年山請負」の山田庄平(庄兵衛)との共同出資による経営ではなく、有力な山請負企業家として力をつけた二代久兵衛倍正の姿をみることができる。

この願書は運上金、出材量等が認められ元文5年8月に藤倉友右衛門によって裏書きが添えられ久兵衛倍正に返還されている。

4. 山請負以外の事業—諸貸付事業—

つぎに飛驒屋の主たる事業である山請負以外の事業、融資事業についてみていこう。享保期から元文期にはつぎのような貸付対象があった。¹¹⁾

これらの貸付事業を史料により以下の表3と表4にまとめてみた。

表3〔京都店・大坂店・入用金表〕

西 曆	年 号	京 都 店	大 坂 店	山方徳用
1729	享保 14	136両2歩		6,086両1歩
1730	享保 15	225両3歩		
1731	16	104両6歩		
1732	17	105両		
1733	18	57両	324両3歩	
1734	19	75両	301両	
1735	20	52両		
1736	元文 元	51両	71両1歩	
1737	元文 2	64両	160両1歩	
1738	元文 3	58両2歩		
		(計 987両)	(計 856両)	
		元文年中 松前法源寺の 大門を新造、墳墓を建て る。同じく、大畑大安寺 に墳墓を建てる。 南部様御用金 40両 南部田名部 役人御用金 25両 松前役人御用達金 223両		

出所：白山友正「飛驒屋武川久兵衛年表」〔函館大学論表〕函館大学論究第1輯、1965年 P74—75)より。
 原典は(享保13年)申年より(元文3年)午12月迄の「諸勘定目録」〔武川家文書〕所収、岐阜県歴史資料館蔵。

表4〔倍正の山請負経営者への融資状況〕

西 曆	年 号	債 務 者	金 額
1734	享保19年5月12日	菊池与左衛門他1名	5両 (証文)
1736	享保21年1月10日	下国主善	20両 (借用手形)
1736	元文元年11月12日	菊池与左衛門他証人4名	25両 (証文)
1737	元文2年7月8日	塩谷武左衛門	5両 (証文)
1737	元文2年11月11日	工藤五兵衛	10両 (為替手形)
1738	元文3年7月11日	松前杉野五兵衛	40両 (証文)
1740	元文5年9月14日	和歌山七兵衛	10両 (証文)
1742	寛保2年9月2日	金津傳重郎	50両 (証文)
1742	寛保2年11月2日	金津傳重郎他1名	30両 (証文)
※1739	元文4年未正月 (返金は寛延3年 に500両に300両返 済。残金1200両)	武川久兵衛 〃 貞松らの借入金 である。 (100両につき金利8両 の利子)	2000両 債権者は武川小三 郎である。

出所：秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫「飛驒屋武川家文書編年目録」〔上〕
 (『札幌大学女子短期大学部紀要』1996年、第27号より)。

表3は他店への資金運用額を年代順に書き入れたものである。資金運用の中味は、飛驒屋の京都店・大坂店への貸付である。こうした貸付金のうち享保期にみられるのは京都店を中心とした貸付であり、享保期後半より元文期にかけては大坂店への貸付金が追加され、南部様、松前藩そして寺への寄進もみられる。両店に対しての各年の貸付金額は小さく、飛驒屋の全事業に占める貸付金の割合は低いことから、融資事業が飛驒屋の経営の中でそれほど大きな位置を占めているとは思えない。この時期、寺への寄進として、松前法源寺に大門を新造し、墳墓を建た。また、大畑大安寺にも墳墓を建てている。南部藩・松前藩（藩士への貸付も含む）への御用金（上納金）は本来返済されるべき勘定（例えば元金のみや利子のみ返納もある）ではあるが藩の財政が悪ければ返済されないこともありうる。こうしたことから考えるならば、表3にみられる貸付等から飛驒屋が高利貸資本的性格を有してはいないことを読み取ることができる。また南部藩への御用金が引き続き支払われていることから初代倍行時代からの関係が継続されていることを理解できる。すなわち現段階では留山等の事情によって山請負はできないが決して南部の請負事業をあきらめた訳でなく、いつでもビジネスチャンスをねらう、そのための先行投資的な性格を御用達金にみることができよう。事実、三代倍安の時代は南部山請負事業が再開されることになる。

つぎに表4によって松前・南部の地元業者への貸付をみていこう。享保年間に2件、元文年間5年、寛保年間に2件、9年間で9件の融資である。これは何を意味するのか。融資によって利子収入を得、事業に反映させていくというような性格の融資ではなく、むしろ松前や南部の地元業者とのよりよい関係を保つという性格をもった融資ではないだろうか。

二代倍正の事業を検討してきた結果、初代倍行から相続した山請負事業こそ、飛驒屋としての主たる事業経営であり、この事業経営にこそ倍正自身も力を注いでいたことが理解できる。

注(1) 白山友正「飛驒屋久兵衛年表」(『函館大学論究』第1輯、1965年)参照。

(2) 「申の年 午十二月迄諸勘定目録」(『武川家文書』所収)参照。

(3) 秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫「場所請負人飛驒屋久兵衛に関する研究—飛驒屋武川久兵衛家所蔵古文書目録—」〔4〕(『札幌大学女子短期大学部紀要』第20号、1992年、K3-15)参照。

(4) 鉄砲洲は材木仲買の本材木町組に属しているため、初代久兵衛は事業経営の本拠地を江戸に置き、材木の仲買商をしていたとの指摘がある(下林博孝「初代飛驒屋久兵衛倍行—所収資料の紹介を兼ねて—」『岐阜県歴史資料館報』第16号、1993年、P80)。

(5) 第1章「松前藩の山林事業年表」参照。

(6) 佐藤宥紹「東蝦夷地開発における商人の資本の動向—元禄～宝暦期—」(『松前藩と松前』第4号、1973年、P20)参照。

(7) 注2参照。

(8) 元文元年7月6日「蝦夷檜葉総山五カ年御証文」(『新北海道史』第7巻史料1所収の「飛驒屋蝦夷山請負関係文書」より)。

(9) 白山友正「宝暦期飛驒屋の石狩山及び石狩場所経営」(北海道総務部文書課『新しい道史』第2巻第3号、1964年)P13。

(10) (8)に同じ。

(11) (2)に同じ。

む す び

本稿の3章で検討してきたように享保期・元文期における飛驒屋の経営発展の様子を要約すると次のとおりである。二代倍正は養父のあとをついで享保13年(1728)白山跡山8カ年の事業を山田庄平(庄兵衛)らと共同出資の形態をとって請け負い、利益を得ている。この事業の完成は

元文元年（1736）であるが、さらに同年7月には奉行あてに「蝦夷檜葉惣山五カ年御証文」を提出し、次の請負事業を認められている。元文2年（1737）事業開始、寛保2年（1742）に年賦完成という五カ年間の尻別山の唐檜請負事業である。本事業は2代倍正が一人で行った初めての事業である。倍正は30歳代後半となり、すでに事業家として8年間の経験を積んでおり、その経営姿勢に落ちつきがみられる。

また本事業年度中に、次期の請負事業について、元文5年（1740）7月21日奉行あてに願書を提出し、積極的な事業展開を計画している。すなわち、寛保2年（1742）4月より延享4年（1747）4月までの5年間の請負期間を定めた尻別山跡山請負事業であった。

山請負事業が飛驒屋の全経営の中に占める割合は大きく、資本蓄積を見る上でも大きな役割を果たしている。このように、連続して請負事業を申請・遂行していく経営姿勢に、本業の山請負事業家としての企業家精神があらわれていると積極的に評価できよう。しかし、倍正は第3番目の山請負事業が開始された年、即ち寛保2年（1742）11月30日に福山において45歳の生涯を終えている。第二代飛驒屋久兵衛倍正を継いで14年目のことであった。およそ100年にわたる飛驒屋の経営者としては最も短い活動期間であった。

つぎに「武川倍正遺言状」から、三代目に継承されたものがなんであったかを、みていくことによって二代倍正の企業者活動のむすびとしたい。

多くの商人が没落している近世社会において、初代倍行の残した事業を本業として着実に守り続け、その経営規模を拡大させる努力を惜しまなかったことは、前述のような中断なしの事業の推進状況をもみても理解できる。

飛驒屋の存続年代は二代倍正をもってようやく半世紀近く経過した。近世社会という経営環境の中で、小手先で企業経営はできない。たとえば、代を重ねている商家を例にとると、暖簾が古ければ古いほど幾多の困難や家業の危機と直面することもある。⁽¹⁾ 山林事業家飛驒屋の場合も三代倍安の時代にそうした問題が表面化してくる。支配人嘉右衛門による不正問題である。嘉右衛門は大畑出身の儀兵衛の伴である。儀兵衛自身は初代倍行が大畑に飛驒屋を進出した時、土地の事情に不案内であったために手代として使用されていたが、儀兵衛が病死した後は、飛驒屋が家内ともども伴嘉右衛門を養育し、成長後は手代として取り立て、家屋敷、別宅も建築してやり、宝暦10年（1760）には大畑支配人として業務活動を任せていたのである。しかし、後にこの支配人嘉右衛門が店の勘定3019両もの不足金を出し、さらには松前藩の役人と結託して、飛驒屋の営業妨害を行うことになる。⁽²⁾ この支配人問題に関しては今後の課題したい。

さて、二代倍正の企業家としての在り方の問題であるが、それは初代倍行によって規定されたものと思われる。そこで第1章部分で用いた初代倍行死亡後の財産整理に関する「飛驒屋久兵衛跡式証文覚」⁽³⁾ から飛驒屋としての企業家心得を拾い出してみよう。

倍正にとって荷が重かったかどうかは不明だが、近世社会の事業家とその家族にとっては家・事業の存続と発展が最重要課題であった。その点を考慮した上で、内容を吟味すると次の4点を企業家心得として指摘できよう。

1. 松前山の支配、すなわち山林経営は倍正一人の責任である。
2. 2,400両は蝦夷山請負の経営費用とする。万一損失発生の際は、3人で平等に出す。
3. 必要経費は1年ごとの決算。経費も3人が分担する。
4. 企業家として万事に慎むこと。私費に金を使ってはならない。万一使用した場合は財産没収。

当時の企業家としては当然といえばそれまでであるが、それにしてもかなり厳しい条件の中で企業者活動が開始されたということができよう。経営の中味について具体的史料があらわれてくるのは三代倍安の時代であるので、はっきりとは言えないが、初代倍行の経営組織を継承しそれを踏襲したものと推定される。⁽⁴⁾ しかしながら、史料に限界があり、これ以上述べることはできない。

次に「武川倍正遺言状」⁽⁵⁾を検討し、三代久兵衛倍安に継承されたものが何であるかをみていくことにしよう。

史料は5枚1紙で筆者武川倍正、受取人は久次郎と久四郎の二人であり、内容は次のとおりである。⁽⁶⁾

遺言状に書き残す最初の文言は、初代倍行の妻、倍正の養母さわへの孝養を尽くすということから始まっている。しかしさわは倍正の死後1ヵ月も経ずに死亡。⁽⁷⁾

次に記されているのが飛騨屋本来の遺産相続（家業の相続）についてである。相続人である亀之助は当時6歳ないしは7歳であり、事業経営を行なえる年齢に達しておらず、久次郎と久四郎に後見役を勤めてもらう。よって山請負事業（倍正の請け負った寛保2年から延享4年に至る5ヵ年の尻別山跡山請負）やその他の商売については、二人で相談し経営をすること。諸勘定、預り金等の決裁をすること。そして飛騨屋三代倍安になる亀之助の企業家としての教育に関して、ぬかりなく注意して欲しいことを書き残している。

以上のことを通して企業家倍正を総括する。

第1. 初代倍行の残した事業の継続、拡大に経営努力の跡をみることができる。

第2. 初代倍行の企業家飛騨屋としての心得、いわば経営理念を踏襲。

第3. 経営組織についても同様のことが推察される。

第4. 初代倍行から受け継いだ山請負事業を亀之助（三代倍安）に譲り渡している。

これは二代倍正が譲り受けた資産を減少させることなく、次の代へと継承させていった積極的な企業者活動の結果である。

幕藩体制という大きな制約の中、松前藩との関係、地元他請負業者との競争、融資元との関係、木材市場の動向、また交通網未発達社会において、自らの才能と先代からの経験や人間関係を駆使して産業企業家、産業資本家として成長をとげた飛騨屋二代倍正の姿をここにみることができるのである。

注(1) 足立政男「近世京都商人の別家制度⁽²⁾」(『立命館経済学』第14巻、第5号、1965年)P66~67参照。

家業の存続は企業家・商家にとっては、重要な課題の一つである。「親苦・子孫・孫乞食」「三代目乞食」「唐様で書く三代目」と言われるような浮沈の多い町人の社会の中で家業をつぶす一因が主人の素行の悪さにあった例は多いとの指摘がある(同論文、同ページ参照)。

(2) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』下呂ロータリークラブ、1983年、P51~52参照。

(3) 第1章の「飛騨屋久兵衛跡式証文覚」(『武川家文書』所収)参照。

(4) 飛騨屋久兵衛研究会、同上書、P98~104には「飛騨屋の合理的、近代的な経営」に関する説明がある。また初代の蝦夷地山請負事業における労働問題については三ッ木芳夫「近世期飛騨屋における山林事業の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心に—」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年、9月)P43~44も合わせて参照されたい。

(5) 寛保2年(1742)11月24日「武川倍正遺言状」(『武川家文書』所収)。

(6) 秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫「場所請負人飛騨屋久兵衛に関する研究—飛騨屋武川久兵衛家所蔵古文書目録—」〔5〕(『札幌大学女子短期大学部紀要』第23号、1994年3月)P51~52より。

(7) さわは寛保2年12月14日に死亡と記録されている。その史料が「温良院様旅中御所持之霊鑑」(武川家文書)所収)である。ここでいう「温良院様」は四代久兵衛益郷をさす。